

みやこ町防災会議室整備業務
プロポーザル仕様書

令和6年10月

福岡県 みやこ町

1 仕様書の目的

本仕様書は、みやこ町（以下「本町」という。）が行うみやこ町防災会議室整備業務（以下、「本業務」という。）をプロポーザル方式で事業者から提案を求めるにあたり、基本的な事項について示すものである。

提案された内容及び性能が本町にとって有益と判断される内容については、その提案を高く評価することとする。

2 業務名

みやこ町防災会議室整備業務

3 業務期間

契約締結の日から令和7年3月31日まで

4 業務履行場所

みやこ町役場（本庁舎）2階庁議室（福岡県京都郡みやこ町勝山上田960番地）

5 業務目的

本業務は、みやこ町役場本庁舎2階庁議室を防災会議室と位置づけ、地震、風水害など各種災害発生等の緊急時において、迅速かつ的確な情報収集、意思決定、情報配信を行い、住民の生命及び財産の安全を確保するため、防災会議室における各種情報の共有化を効率的かつ効果的に実現する映像設備を導入する。また、災害発生時の利用のみならず、平時にはレイアウトを柔軟に変更することで、防災会議室を通常の会議や研修等、多目的に利用が可能な会議室に整備するものである。

6 防災会議室の性格と位置づけ

- （1）災害発生時の災害対策本部設置、応援職員の受け入れ、災害応急対策等を行う場所。
- （2）平時では、打ち合わせや、研修、会議の場（web会議を含む）として利用。
 - ・少人数の会議から25人程度の会議に対応
 - ・外部インターネットとLGWAN双方の利用が可能
 - ・大型モニターの設置により会議の情報伝達を効率化

7 業務範囲

- （1）レイアウト（配置図）の作成

5「業務目的」に基づき、レイアウト（配置図）を作成するものとする。

- （2）防災会議室の整備

①基本整備条件

- ・最大 25 人の会議に対応できるよう新たに机・椅子を整備すること。
※既存の机・椅子については、みやこ町が事前に撤去する。
- ・床絨毯、天井クロスの張り替えを行うこと。
なお、床素材については、フロアタイル又はクッションフロア等、掃除しやすい床材を使用すること。
- ・55 インチ以上の大型モニターを 3 台以上導入すること。
- ・大型モニターへの投影用 PC を 1 台以上導入すること。
- ・32 インチ以上の壁掛テレビを 1 台以上設置すること。
※アンテナ端子の増設工事を含む。
- ・会議用ノート P C またはタブレット 2 台以上
※大型モニターを利用した web 会議に対応できること。
- ・接続するネットワーク環境については、LGWAN 系及びインターネット系の既設ネットワークに接続可能とすること。

②その他

- ・簡易パーティション等で複数の会議スペースに分割できることが望ましい。
- ・大型モニターは Web 会議や複数の会議スペースでも活用できることが望ましい。
- ・大型会議の際に設置した全ての大型モニターで資料投影できることが望ましい。
- ・職員端末 (LGWAN 系・インターネット系) だけでなく外部者もディスプレイへ画面投影できることが望ましい。
- ・将来的にペーパレス会議等が対応出来るような拡張性がある場合は併せて提案すること。

(3) 施行中の記録保存

本業務の作業記録は、作業報告書及び写真（施工前・中・後）として、事業が完了したときに業務完了報告書とともに提出すること。

8 業務上限金額

10,230,000 円（消費税及び地方消費税を含む）

9 その他

- (1) 改修現場の確認及び施工図を提出すること。受注者は、当該改修の現状を調査して、施工計画書（工程表、施工図面）を提出し、発注者の承認を得た上で施工を開始すること。
- (2) 改修業務は、必要に応じ、発注者の立会いのうえで実施すること。
- (3) 業務によって生じた廃材等は、受注者が適正な方法で処理すること。

- (4) 業務の実施に起因する騒音や振動などについて受注者は、事前に発注者と協議し、対策を講じることとする。
- (5) 業務の作業時間は、来庁者等に配慮し、概ね、平日もしくは土曜日の午前9時から午後5時までとし、日曜日・祝日の業務については事前に発注者と協議すること。
- (6) 受注者は、業務の完了後、遅滞なく速やかに発注者へ連絡し、検査を受けるものとする。
- (7) 受注者は、改修後の設備の全機能等が機能しているかについて動作試験を実施し、十分に確認してから発注者に引き渡すこと。
- (8) 受注者は、完成検査前に、完成図、完成写真のほか、設備・材料の仕様書及び施工時の写真をとりまとめ、A4縦判により2部提出するとともに、CD-R等電子媒体1部を提出すること。なお、電子媒体中のファイル形式は、図面・仕様書はPDF形式、写真はJPG形式とすること。
- (9) 本仕様書に定めのない事項又は疑義のある事項については、発注者と協議のうえ、決定するものとする。